

議案第 138 号

平成 23 年度さいたま市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 23 年度さいたま市下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 24 年 10 月 1 日提出

さいたま市長 清水 勇 人